

独立行政法人国際協力機構
横浜国際センター
消防計画

平成 25 年 2 月

横浜国際センター

横浜国際センター消防計画書目次

- 【1】 目的及びその適用範囲等について
 - 1. 目的
 - 2. 適用範囲
 - 3. 防火管理業務の一部委託
- 【2】 管理権原者及び防火管理者の業務と権限
 - 1. 管理権原者
 - 2. 防火管理者
- 【3】 消防機関との連絡等
 - 1. 消防機関へ報告・連絡する事項
 - 2. 防火管理業務資料等の整備
- 【4】 火災予防上の点検・検査
 - 1. 日常の火災予防
 - 2. 自主的に行う検査・点検
 - 3. 法定点検の実施
 - 4. 報告等
- 【5】 守らなければならないこと
 - 1. 横浜国際センター勤務者等が守るべき事項
(避難施設と防火施設等の管理、火気管理、放火防止対策等)
 - 2. 防火管理者等が守るべき事項
(工事中の安全対策、火気使用制限等)
- 【6】 自衛消防組織等について
 - 1. 組織の編成
 - 2. 自衛消防活動
 - 3. 自衛消防隊の装備
- 【7】 休日・夜間の防火管理体制
 - 1. 休日・夜間の防火管理
 - 2. 休日・夜間における自衛消防活動
- 【8】 地震対策について
 - 1. 日常の地震対策
 - 2. 地震時の非常物品等の確保
 - 3. 地震直後の安全措置
 - 4. 地震時の活動
 - 5. 復旧時の措置等
 - 6. 警戒宣言が発せられた場合の組織等
 - 7. 警戒宣言が発せられた場合の対応措置
- 【9】 防災教育について
 - 1. 防災教育の実施時期等
 - 2. 防災教育の内容及び実施方法
- 【10】 訓練について
 - 1. 訓練の実施時期等
 - 2. 訓練時の安全対策
 - 3. 訓練の実施結果

【別表】

- 別表 1 . 防火管理業務の一部委託状況表
- 別表 2 . 日常の火災予防担当者と注意事項
- 別表 3 . 自主点検チェック票・大（日常）「火気関係」
- 別表 4 . 自主検査チェック票・大（日常）「閉鎖障害等」
- 別表 5 . 建物等自主検査チェック票・大（定期）
- 別表 6 . 消防用設備等自主点検チェック票
- 別表 7 . 消防用設備等点検計画表
- 別表 8 . 自衛消防隊の編成と任務（平日日中）
- 別表 9 . 自衛消防隊の編成と任務（休日・夜間）
- 別表 10 . 総合訓練実施要領

【別記】

- 別記 1 . 消火訓練の実施要領
- 別記 2 . 通報訓練の実施要領
- 別記 3 . 避難訓練の実施要領
- 別記 4 . 安全防護訓練の実施要領
- 別記 5 . 応急救護訓練の実施要領
- 別記 6 . 地震想定訓練の実施要領
- 別記 7 . 総合訓練の実施内容
- 別記 8 . 自衛消防隊の任務と総合訓練実施要領
- 別記 9 - 1 . 火災（緊急）発生時の通報・連絡
- 2 . 地震発生時の放送文例
- 3 . 火災報知器発報時の放送文例

【別図】

- 別図 1 . 避難経路図

【 1 】 目的及びその適用範囲等について

1 . 目的

この計画書は、消防法第 8 条 1 項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構 横浜国際センター(以下「JICA 横浜」という)の防火管理についての必要事項を定め、火災・地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 . 適用範囲

この計画書に定めた事項については、JICA 横浜職員、テナント団体職員、及び受け入れ中の海外研修員、その他出入りするすべての者に適用する。

3 . 防火管理業務の一部委託

(1) 防火管理業務の委託

建物等総合管理業務請負契約による防火管理業務の一部委託は、別表 1 『 **防火管理業務の一部委託状況表** 』に定める業務実施範囲及び方法等によるものとする。

(2) 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する建物等総合管理会社社員(以下「防火管理業務受託者」という。)は、この計画に定める所により、JICA 横浜所長(以下「管理権原者」という。) JICA 横浜次長(以下「防火管理者」という) 自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施するものとする。

(3) 防火管理業務受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告しなければならない。

【 2 】 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 . 管理権原者

(1) 管理権原者は、JICA 横浜の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

(2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。

(3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。

(4) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

2 . 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてすべての権限をもって、次の業務を行う。

(1) 防火計画の作成(変更)

(2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

(3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。

ア . 建物	基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段
イ . 防火施設	防火扉、防火ダンパー、防火シャッター
ウ . 避難施設	階段、避難口
エ . 電気設備	受・変電室、分電盤、機械室
オ . 冷凍設備	高圧ガス(冷凍)製造施設

- カ．危険物施設 少量危険物貯蔵取扱所
- キ．火気設備器具 給湯設備、ガス設備、ボイラ -
- ク．消防用設備等 消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、放送設備、避難器具、誘導灯、イナージェン消火設備

- (4) 消防用設備等の法定点検 ・ 設備及び立ち会い
- (5) 改装工事など工事中の立ち会い及び安全対策
- (6) 火気の使用、取り扱いの指導、監督
- (7) JICA 横浜職員、テナント団体職員、業務委託先、建物等総合管理委託先、研修員に対する防災教育の実施
- (8) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (9) 管理権原者への提案や報告
- (10) 防火防止対策の推進
- (11) その他

【 3 】 消防機関との連絡等

1 . 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届 出 等 の 時 期	届 出 者 等
(1) 防火管理者選任 (解任) 届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき（消防法第 8 条第 2 項）	管理権原者
(2) 消防計画作成 (変更) 届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき（消防法施行令第 4 条） ア．管理権原者又は防火管理者の変更 イ．自衛消防組織の大幅な変更 ウ．用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理および防火上の構造の維持に関する事項の変更 エ．防火管理業務の一部委託に関する事項で次にあげる内容の変更 防火管理業務受託者の氏名及び住所 受託方式 防火管理業務の範囲 防火管理業務の方法	防火管理者
(3) 訓練実施の 通報	自衛消防訓練を実施するとき（消防法施行規則第 3 条第 7 項）	防火管理者

(4) 禁止行為の解除承認申請	喫煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき (横浜市火災予防条例第28条第1項ただし書)	防火 「管理者が確認したのち申請
(5) 消防用設備等の点検結果報告	JICA 横浜は特定防火対象物であり 1 年に 1 回、総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を報告する。 (消防法施行規則第31条の6)	防火管理者が確認したのち報告
(6) 消防用設備等の設置(変更)届	次に掲げる場合には、事前に届出するなど法令に基づく諸手続きを行う。 ア．消防用設備等の設置又は変更 (消防法第17条の3の2) イ．少量危険物・指定可燃物の貯蔵又は取り扱い (横浜市火災予防条例第76条) ウ．火を使用する設備の設置届 (横浜市火災予防条例第74条) エ．火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為 (横浜市火災予防条例第75条)	管理権原者

2. 防火管理業務資料等の整備

防火管理者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して整備し保管しておくものとする。

一括して綴じておく書類

1. 消防計画	7. 自衛消防訓練実施結果表
2. 管理権原者変更届出書	8. 避難経路図
3. 防火管理者選任(解任)届出書	9. 防火管理業務の一部委託に関する書類
4. 消防用設備等点検結果報告書	
5. 防火対象物使用開始届書	
6. 消防用設備等設置届出書	

【4】火災予防上の点検・検査

1. 日常の火災予防

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表2「日常の火災予防担当者と注意事項」のとおりとする。
- (2) 別表2をJICA横浜勤務者に配布するとともに、見やすい場所に掲示するものとする。
- (3) 防火管理者は、定期的に担当者からの報告を求め任務を確認するものとする。

2. 自主的に行う検査・点検

- (1) 日常行う火災予防上の自主点検

日常行う火災予防上の自主点検は、別表3の『自主検査チェック票(日常)「火気関係」』及び別

表4の『自主検査チェック票(日常)「閉鎖障害等」』に基づき行うものとする。

ア.「火気関係のチェックは、毎日23:30から行う。

イ.「閉鎖障害等」のチェックは、毎日9:00と21:00の2回行う。

(2) 定期に行う建物設備等の自主検査・自主点検

定期に行う自主検査・自主点検は、別表5の『建物等自主検査チェック票(定期)』及び別表6の『消防用設備等自主点検チェック票(定期)』に基づき行うものとする。

ア. 建物等自主検査の実施時期は、4月と10月の年2回とする。

イ. 消防用設備等自主点検の実施期間は、1月と7月の年2回とする。

(3) 防火管理業務の一部を受託するものは、構内、館内を定期的に巡回し、別表3、別表4、別表5、別表6の項目及び火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を、防火管理者に報告するものとする。

3. 法定点検の実施

(1) 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の法定点検は、その点検設備業者に委託して、別表7の『消防設備等点検計画表』により行うものとする。

(2) 防火管理者は又は防災担当職員は、法定点検の実施時に立ち会わなければならない。

4. 報告等

(1) 自主検査、自主点検及び法定点検、法定調査の実施者は、定期的に防火管理者に報告しなければならない。不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告するものとする。

(2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

(3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を作成し計画的に改修するものとする。

【5】守らなければならないこと

1. JICA 横浜勤務者等が守るべき事項

(1) JICA 横浜全勤務者は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッター - などの防火施設が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア. 廊下、階段、通路には、障害となるダンボール箱、いす、テーブル、事務機器等は置かないこと。

イ. 階段等への出入口に設けられている扉の開閉(常に閉まっている扉及び熱・煙等により自動的に閉まる扉)をさまたげるように物品が置いてある場合は、直ちに除去すること。

ウ. 防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品が置いてある場合は直ちに除去すること。

エ. 上記において、物品等を容易に除去できない場合には、直ちに防火管理者に報告すること。

オ. 非常口等のマスターキーの管理について常に確認しておくこと。

(2) 火気管理等については次の事項に注意しなければならない。

ア. 喫煙管理について常に注意し、火気設備機器の自主検査と合わせて、終業時等には全勤務者が吸い殻の点検を行うこと。

イ. 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は、絶対に行わないこと。

ウ. 就業時には必ず灰皿の整理及び火気設備器具等の安全を確認すること。

エ. 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

オ. 火気設備器具は指定された場所で使用するとともに、器具等は本来の目的以外に使用しない。

カ. 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

キ．危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

(3) 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

ア．指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき

イ．各種火気設備器具を新設又は増設するとき

ウ．危険物等を使用するとき

(4) 防火防止対策

ア．死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

イ．物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

ウ．建物内外の整理整頓を行う。

エ．トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

オ．火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

カ．警備員による巡回は、定期的又は必要に応じて行う。

キ．裏口から出入りする者のチェックを行う。

2 . 防火管理者等が守るべき事項

(1) 工事中の安全対策

工事人に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。

ア．溶接・溶断などの火気及びシンナー等危険物を使用して工事を行う場合は、事前に工事計画を作成し消火器等を準備して防火及び消火できる体制を確保すること。

イ．工事を行う者は、火気管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

ウ．工事場所ごとに火気の取扱い責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

エ．危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

オ．出火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。

(2) 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

ア．喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定

イ．火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定

ウ．危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定

エ．工事等の火気使用の禁止又は制限

オ．その他必要と認められる事項

【 6 】 自衛消防組織等について

1 . 組織の編成

自衛消防組織の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）は、別表 8 『自衛消防の編成と任務（平日日中）』及び別表 9 『自衛消防隊の組織と任務（休日・夜間）』のとおりとし、この別表は、JICA 横浜事務室、テナント団体、業務委託先、建物管理委託先にそれぞれ配布し、見やすいところに掲示するものとする。

2 . 自衛消防活動

JICA 横浜自衛消防隊の本部、指揮班、通報連絡班、避難誘導班、消火班の各担当者は、別表 8 『自衛消防隊の組織と任務（平日日中）』及び別表 9 『自衛消防隊の組織と任務（休日・夜間）』に従い、下記に示す基準により行動しなければならない。

（ 1 ） 本部の任務

- ア．本部は、本部指揮所の設置、避難、消火状況の把握、隊長の指示命令の伝達、情報を収集する。
- イ．消防隊が到着したときは、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無、負傷者、逃げ遅れの有無等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

（ 2 ） 通報連絡班の任務

- ア．火災の発見者は、通報連絡班（班長：警備主任）に場所、状況等を通報するとともに、周囲に火災を知らせるものとする。
- イ．火災の発見者から火災の知らせを受けたとき、又は自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、直ちに消火班に現場に急行するよう指示するとともに非常電話又は無線機等で状況を伝達する。
- ウ．JICA 横浜の防災設備は、通報設備等による確知や自動火災報知器が発報した場合、自動的に中区消防署への通報並びに館内放送が行われる。なお、放送は機械放送で行う他、必要に応じ別記 9 の放送文で行うものとする。
- エ．自衛消防隊長への災害状況報告、火災の状況の変化に伴う非常放送等を行う。
- オ．自衛消防隊長の指示命令の伝達を行う。
- カ．外部との連絡を行う。
- キ．管理権原者（所長）、防火管理者（次長）が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者（所長）、防火管理者（次長）へ連絡する。

（ 3 ） 消火班の任務

- ア．出火場所に急行し、出火の状況を非常電話機や無線機で通報連絡班に詳しく報告する。
- イ．近くにある消火器、屋内消火栓設備を用いて消火活動を行う。
- ウ．防火戸、防火シャッター、防火ダンバを閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。
- エ．排煙設備の運転、空調設備の停止、非常電源の確保、ボイラ等危険物施設の供給運転停止を行う。
- オ．消防隊との連帯及び補佐をする。

（ 4 ） 避難誘導班・誘導係の任務

- ア．火災が発生した場合、避難誘導図に基づいて出火階段及びその上階の者を優先して避難誘導するものとする。
- イ．携帯用拡声器、懐中電灯、警笛等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- ウ．屋外非常階段からの避難を原則とし、屋上への避難は原則として行わないものとする。
- エ．避難方向がわかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。

（ 5 ） 避難誘導班・点呼係の任務

- ア．負傷者及び逃げ遅れた者を確認したときは、救出係員に通報するとともに、直ちに自衛消防隊長に報告する。
- イ．避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防隊長に報告する。

(6) 避難誘導班・救出系の任務

- ア．救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救助作業が容易な人を優先する。
- イ．救助作業のために必要な資機材を準備するとともに保管場所を定め、いつでも使用できるようにしておく。

(7) 避難誘導班・救護系の任務

- ア．救護所は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。
- イ．応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとるものとする。
- ウ．負傷者の氏名、搬送病院、負傷程度等必要な事項を記録すること。

3．自衛消防隊の装備

次のものを装備し、フロント、健康相談室その他の場所に保管するものとする。

(1) 避難誘導用

- ・携帯用拡声器（必要数）
- ・拡声器（必要数）
- ・懐中電灯（必要数）
- ・ヘルメット（隊員用の他宿泊客室に備える）

(2) 救護用

- ・担架（必要数）
- ・包帯、ガゼ、タオル、飲用水
- ・傷病者カード（氏名、負傷状況等が記入できるもの）

(3) 救出用

- ・ジャッキ（自動車用）
- ・鉄パイプ等

【7】休日・夜間の防火管理体制

1．休日・夜間の防火管理

休日、夜間に勤務する建物等総合管理業務受託会社の警備係員等は、定期的に巡回する上、火災予防上の安全を確認するものとする。

2．休日・夜間における自衛消防活動

(1) 休日・夜間の自衛消防活動組織

休日・夜間における自衛消防活動組織は、別表9『自衛消防隊の編成と任務（休日・夜間）』に示すところによる。

(2) 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により管理権原者、防火管理者その他関係者に速やかに連絡すること。

(3) 初期消火

全員が協力して、消火器、屋内消火栓設備を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

(4) 避難誘導

非常放送設備、携帯用拡声器を利用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

(5) 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに出火場所への誘導を行うこと。

【8】地震対策について

1. 日常の地震対策

地震時の災害を予防するため、前記【4】火災予防上の点検・検査に基づく各施設・設備器具の自主点検に合せて次の措置を行うものとする。

- (1) 建築物に付随する施設等（看板、窓枠、外壁等）の倒壊、転倒、落下を防止する。
- (2) 倉庫、事務室内、避難通路、出入口、出入口等の柵、備品、什器、物品等の転倒、落下を防止すること。
- (3) 火気設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の点検を行う。
- (5) 高圧ガス施設、危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の点検を実施すること。

2. 地震時の非常用物品等の確保

地震等の有事に備えるため、次の非常用物品等を確保し、定期的に点検整備を行うものとする。

- (1) 飲料水
- (2) 非常用食品（缶詰、乾パン等）
- (3) 医薬品
- (4) 懐中電灯
- (5) 携帯ラジオ
- (6) 携帯用拡声器
- (7) 救出用資機材（ジャッキ、鉄パイプ等）

3. 地震直後の安全措置

地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気設備器具の直近にいる者は、元栓、器具栓を閉じ、電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- (3) 設備係員は、ボイラ - 等の使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認を行う。
- (4) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
- (5) 地震終了後、防火担当責任者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (6) 各設備器具は、安全を確認してから使用する。
- (7) 防火管理者は、被害の状況を防火担当責任者に報告させ把握する。

4．地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

(1) 情報収集等

通報連絡班係員は、次のことを行う。

- ア．テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。
- イ．混乱防止を図るため、必要な情報は館内に放送設備で知らせる。

(2) 救出、救護

- ア．救出、救護活動にあたっては、救出係、救護係を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
- イ．負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。
- ウ．地震時の災害規模によって、消防隊等による救出が困難であると予想される場合は、救出資機材を活用して救助作業を行う。

(3) 避難誘導等

避難誘導班の各係員は、在館者等の混乱防止に努め、次のことを行う。

- ア．在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の周りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- イ．在館者を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所（センター海側臨港パーク）までの順路について説明する。
- ウ．避難は、防災関係機関（消防署、市役所）の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
- エ．避難誘導は、拡声器、メガホン等を活用し、在館者の先頭と最後尾に誘導係員を配置して行う。
- オ．避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。
- カ．避難は、一時集合場所（1階正面玄関前）に集合し、人員確認後、全員もしくは一群で避難する。
- キ．救出係員は、避難通路に落下物、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。
- ク．消火班係員は、避難する際には、電源の遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに自衛消防隊長にその旨を報告する。

5．復旧時の措置等

自衛消防本部長は、復旧又は建物を使用再開しようとするときは、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 建物や設備の損壊状況を的確に把握し、作業を行う場合の安全確認を行う。
- (2) 復旧作業に係わる工事人に対する教育を徹底するものとする。
- (3) 復旧作業に係わる立入禁止区域を指定するとともに在館者等に周知徹底するものとする。

6．警戒宣言が発せられた場合の自衛消防隊の任務

地震等の警戒宣言が発せられた場合の自衛消防隊は、別表8『自衛消防の編成と任務（平日日中）』及び別表9『自衛消防隊の組織と任務（休日・夜間）』に定める任務を行うものとする。

7．警戒宣言が発せられた場合の対応措置

(1) 警戒本部の設置

自衛消防本部長は（所長）は、警戒宣言が発せられた場合、警戒本部を設置し、自衛消防担当に対して警戒宣言が発せられた場合の措置、任務分担等必要事項を伝達指示する。

(2) 在館者に対する伝達

研修員等在館者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達は、避難誘導班誘導係の配置完了後、別記 9 に定める放送文例により非常放送を行うものとする。

(3) 誘導案内

避難誘導班誘導係は携帯用拡声器等を携行し、所定の位置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行うものとする。

(4) 火気使用の中止等

警戒宣言が発せられた場合は、火気設備器具等の使用を原則として中止し、やむを得ず火気を使用する場合は、防火管理者の承認を得て、直ちに消火できる体制を講じておくものとする。危険物の取扱いについても直ちに中止し、やむを得ず取り扱う場合は、防火管理者の承認を得て出火防止等の安全対策を講じた上で行う。

【 9 】 防火教育について

1 . 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期、実施対象者、実施回数は、下表のとおりとする。

対象者	実施時期・実施回数	防災教育内容	防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
JICA 職員 業務委託先 テナント団体 職員	消防訓練時・1回	消防計画全般	○	○	
	消防訓練時・1回	火気使用方法			○
	消防訓練時・1回	火災予防上の事項		○	
研修監理員	契約開始時・1回	消防計画抜粋	○	○	
	契約開始時・1回	火気使用方法			○
	契約開始時・1回	火災予防上の事項		○	
建物管理委託先	転入時・1回	消防計画全般		○	○
	転入時・1回	火気使用方法			○
	消防訓練時・年数回	火災予防上の事項		○	○

2. 防災教育の内容及び実施方法

(1) 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね、次の項目について教育する。

ア. 防火計画全般について

JICA 横浜勤務者が守るべき事項

火災発生時の対応

地震時の対応

イ. 火気及び熱源設備の使用方法について

給湯器の使用方法

ボイラ - の取扱い (該当者の場合)

ガス設備器具の取扱い (該当者の場合)

冷暖房熱源設備の取扱い (該当者)

ウ. 火災予防上の事項について

自衛消防組織と任務

消防訓練の実施要領

日常の火災予防

自主的に行う検査・点検

(2) 防災教育の実施方法については、次による。

ア. 職員その他 JICA 横浜勤務者の転入時に行う。

イ. 消防訓練の実施時に合わせて行う。

【10】訓練について

1. 訓練の実施時期等

(1) 訓練の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は次表のとおりとする。

訓練の種類	実施時期	備考
総合訓練 (消火訓練、避難訓練、通報訓練、地震想定訓練、応急救護訓練、安全防護訓練を含む)	年 2 回 (7 月、12 月)	別記 7・別記 8 により実施する。 大規模地震を想定した訓練 (別記 6) も合わせて実施

(2) 前記の訓練の実施時期に合わせ、警戒宣言が発せられた場合を想定した部分訓練を行う。

(3) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる

(4) 訓練の参加者は、自衛消防隊はじめ JICA 横浜勤務者の中からできる限り多くの者 (特定の者が参加することのないように、ローテーションを組んで、全勤務者が体験できるようにする)

(5) 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を横浜市中消防署へ提出するものとする。

2. 訓練時の安全対策

訓練指導者は自衛消防隊副隊長とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を行う。

(1) 訓練実施前

訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検する。

(2) 訓練実施時

訓練実施時に、使用資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じる。

3 . 訓練の実施結果

防火管理者は、自衛消防訓練終了後、所定様式「自衛消防訓練実施結果表」に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

防火管理業務の一部委託状況表

別表 1

平成 25 年 2 月 21 日現在

防火対象物名称	国際協力機構 横浜国際センター	用途	複合用途
管理権原者氏名	理事長 田中明彦	管理者区分	所有
防火管理者氏名	横浜国際センター次長 玉林洋介	選任区分	単 独
受託者の氏名及び住所等(法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地)	氏名(名称) 東京ビジネスサービス株式会社		
	住所(所在地) 東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル8階		
	担当事務所 東京ビジネスサービス株式会社 横浜支店 { 教育担当者講習修了者氏名 } 島貫 新吾 { 講習修了証番号 } 第 0107040 号 { 教育実施計画 } 7 月と 12 月に実施する。		
通報登録承認番号			
受託者の行う防火管理業務の範囲および方法	常駐方式	範囲	防災監視盤の監視業務(警備係)
			火気使用箇所の点検等監視業務
			別表 1 日常の火災予防の担当者(火元責任者)
			別表 2 自主検査チェック票(日常)「火気関係」 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
			方 法
		別表 4 建物等自主検査チェック票(定期)	
		別表 5 消防用設備等自主検査チェック票(定期)	
		火災が発生した場合の初動措置(自衛消防隊員)	
			初期消火(消火係、放水係)
			通報・連絡(通報連絡係、館内放送係)
			避難誘導(誘導係、点呼係)
			その他(安全防護係)
			周囲の可燃物の管理
			その他(休日・夜間の自衛消防組織編成)
			常駐場所 国際協力機構横浜国際センター建物内
			常駐人員 昼間 15 名、 夜間 6 名
			委託する防火対象物の区域 国際協力機構横浜国際センター建物
			委託する時間帯 24 時間

(注) 通報登録承認番号とは、即時通報など自動通報等の登録会社として、横浜市消防局の承認を受けた際の登録承認番号をいう。

別表 2

日常の火災予防担当者と注意事項

防火管理者：次長

任 務：センター施設の防火管理業務の総括責任者。防火責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。

防火責任者：防火管理者が任命した者（下表のとおり）

任 務：担当区域の火災予防について責任を持つと共に、火元責任者に対し指導監督を行う。

火元責任者：防火管理者が任命した者（下表のとおり）

任 務：担当区域の火災予防について自主的にチェックし、防火管理者に報告する。

センター勤務者の注意事項

消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には物を置かないこと。

防火戸付近には、ドア開閉の際に障害の恐れとなる物を置かないこと。

火気設備器具の周辺は整理整頓して、燃えやすい物を置かないこと。

事務室、セミナー室その他の各室などから最後に出る者は、必ず火の始末をすること。

喫煙は、指定された場所で行い必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。

死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃える物を置かないこと。

危険物等を使用する時は、防火管理者の承認を得ること。

異常事態が発生した時は、必ず防火管理者に報告すること。

喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性蓋付水入り容器に入れるなどして処分すること。

建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボールなど燃えやすい物は決められた時間以外は外に出さないこと。

電気・ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。

火元責任者は、担当区域の火気の状態の責任を持って管理すること。

厨房・食堂は、別に注意事項を定める。

（地下1階）防火責任者：警備主任

担 当 場 所	火元責任者	休日・夜間
体育館（器具庫含む）	総務課員	
体育館ホール、更衣室	総務課員	
駐車場（機械駐車機含む）	警備主任	警備係員
倉庫（1）～（4）	警備主任	警備係員
ゴミ置き場	清掃主任	清掃係員

電気機械室	設備主任	設備係員
自家発電機室	設備主任	設備係員
消火ポンペ庫	設備主任	設備係員
MDF室	設備主任	設備係員
ファンルーム	設備主任	設備係員
設備機械室(1)~(3)	設備主任	設備係員

(1階)防火責任者：総務課長

担当場所	火元責任者	休日・夜間
玄関ロビー、 トライアングルプラザ	総務課員	
展示ギャラリー	市参課職員(展示ギャラリー担当)	
フロント事務室、倉庫(1)	フロント主任	フロント係員
JICA事務室、所長室	総務課員	
会議室1~5	総務課員	
更衣室、給湯室	総務課員	
機械室(1)~(2)	設備主任	設備係員
中央監視室	警備主任	警備係員
TBS休憩室、更衣室	総括主任	
運転手控室	総括主任	
倉庫(2)~(4)	警備主任	警備係員

(2階)防火責任者：市民参加協力課長

担当場所	火元責任者	休日・夜間
JICAプラザ	警備主任	警備係員
図書資料室(一般) 図書資料室(海外移住)	資料館業務室長	
海外移住資料館 常設展示室・企画展示室 一般収蔵庫、写真特殊収蔵 庫、情報処理室、展示備品 倉庫、作業室	資料館業務室長	
研究室(1)	資料館業務室長	
研究室(2)	資料館業務室長	
研究室(3)(空部屋)	総務課員	
日系人相談室(倉庫)	総務課員	
海外日系人協会事務室	日系協総務部長	

更衣室、給湯室	日系協総務部長	
機械室(1)(2)	設備主任	設備係員
倉庫(1)	警備主任	警備係員

(3階)防火責任者：総務課長

担当場所	火元責任者	休日・夜間
ガーデンテラス	警備主任	警備係員
配膳準備室、食堂	食堂主任	食堂係員
食堂事務室、食堂休憩室、 厨房、更衣室、食品庫	食堂主任	食堂係員
オーディオルーム	フロント主任	フロント係員
コンピュータールーム2、 3、さくら	総務課員	警備主任
健康相談室	健康相談員	
国際協力連絡室	市民参加協力課長	警備係員
レクレーションルーム	総務課員	警備係員
機械室(1)～(3)	設備主任	設備係員
倉庫(1)	清掃主任	警備係員
倉庫(2)	警備主任	清掃係員
3F 給湯室	総務課員	

(4階)防火責任者：研修業務課長

担当場所	火元責任者	休日・夜間
セミナールーム1～10 かもめ、いちょう、やまゆり コンピュータールーム1	研修業務課長	警備係員
調整室、同通ブース	研修業務課長	警備係員
研修監理員室	研修業務課長	
講師室(1)日本語研修	市民参加協力課長	
講師室(2)技術研修	研修業務課長	
給湯室	研修業務課長	
ラウンジ1, 2	警備主任	警備係員
倉庫(1)	警備主任	警備係員
倉庫(2)	清掃主任	清掃係員
倉庫(3)	警備主任	警備係員
倉庫(4)	警備主任	警備係員

倉庫(5)	警備主任	警備係員
機械室(1)~(4)	設備主任	設備係員

(5階)防火責任者：清掃主任

担当場所	火元責任者	休日・夜間
客室1~27	清掃主任	
ラウンジ	清掃主任	
トランク室	フロント主任	フロント係員
給湯室、洗濯室	清掃主任	
リネン室、倉庫	清掃主任	清掃係員

(6階)防火責任者：清掃主任

担当場所	火元責任者	休日・夜間
客室1~27	清掃主任	
ラウンジ	清掃主任	
トランク室	フロント主任	フロント係員
給湯室、洗濯室	清掃主任	
リネン室、倉庫	清掃主任	清掃係員

(7階)防火責任者：清掃主任

担当場所	火元責任者	休日・夜間
客室1~27	清掃主任	
ラウンジ	清掃主任	
トランク室	フロント主任	フロント係員
給湯室、洗濯室	清掃主任	
リネン室、倉庫	清掃主任	清掃係員

(8階)防火責任者：清掃主任

担当場所	火元責任者	休日・夜間
客室1~27	清掃主任	
ラウンジ	清掃主任	
トランク室	フロント主任	フロント係員
給湯室、洗濯室	清掃主任	
リネン室、倉庫	清掃主任	清掃係員

(屋上)防火責任者：設備主任

屋上全域	設備主任	設備係員
------	------	------

自主点検チェック票(日常)「火気関係」

別表3

平成 年 月

実施確認者		建物管理受託者:警備要員				担当区域	BF階から8階(センター全域)				
		実 施 項 目 (毎日 23:30時から)									
日	曜	戸締り・ 施錠点検	非常口防 火戸点検	喫煙場所 火気点検	給湯室 点検	消火器消 火栓点検	空調機器 消し忘れ	換気扇電 灯消忘れ			実施者
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											

(凡例)○良 ×不備 ☆即時改修必要

防火管理者確認	防災担当職員確認

自主点検チェック票(日常)「閉鎖障害等」

別表4

平成 年 月 日～ 月 日

実施確認者	建物管理受託業者:警備要員	担当範囲	BF階から8階(センター全域)			
実施時間		毎日 10:00	毎日 21:00			
確認者名						
実施項目	実施日					
避 難 障 害	避難口	体育館非常口				
		舞台裏タラップ				
		1階正面玄関				
		体育館ホール非常口				
		通用口				
		2階正面玄関				
		海外移住資料館非常口				
		3階ガーデンテラス				
		1階～8階非常口				
	避難通路廊下	1階～8階廊下				
閉 鎖 障 害	防火戸 防火シャッター	BF階 4箇所				
		1階 6箇所				
		2階 9箇所				
		3階 10箇所				
		4階 4箇所				
		5階～8階 各2箇所				
		操 作 障 害 等	屋内消火栓	BF階		
1階						
2階						
3階						
4階						
5階～8階						
	自火報	中央監視室				
今月の報告事項:						

(凡例)○良 ×不備・欠陥 ☆即時改修必要

防火管理者確認	防災担当職員確認

建物等自主検査チェック票（定期）

別表 5

(1)

実施項目及び確認箇所		検査結果
建 物 構 造	(1) (基礎部) 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等無いか。	
	(2) (柱・はり・壁・床) コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等無いか。	
	(3) (天井) 仕上げ材に剥落・落下の恐れのあるタルミ・ひび割れ等無いか。	
	(4) (窓枠・サッシ・ガラス) 窓枠・サッシ等に、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれの恐れのある腐食、ゆるみ、著しい変形等が無いか。	
	(5) (外壁・ひさし・パラペット) 貼石・タイル等の仕上げ材に剥落・落下の恐れのあるひび割れ・浮き上がり等が生じてないか。	
	(6) (屋外階段) 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等は無いか。	
	(7) (手すり) 支柱が破損・腐食してないか。また、取付け部にゆるみ・浮きが無いか。	
	(8) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害は無いか。	
防 火 施 設	(1) (外壁の構造及び開口部等) 外壁の耐火構造等に損傷は無いか。 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2) (防火区画) 防火区画を構成する壁、天井に破損が無いか。 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通してないか。 自動閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸。防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認事項〕 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する 煙感知連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じてないか。 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
避 難 施 設	(1) (廊下・通路) 有効幅員が確保されているか。 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	(2) (階段) 手すりの取付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 階段室の内装は不燃材料になっているか。 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	

実施項目及び確認箇所		検査結果
避難施設	(3) (避難階の避難口) 扉の開放方向は避難上支障ないか。 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	
火気設備器具	(1) (厨房設備)大型レンジ、フライヤー等、ガスコンロ、湯沸器 可燃物品からの保有距離は適正か。 異常燃焼時に安全装置は適切に機能するか。 ガス配管は亀裂、廊下、損傷していないか。 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	(2) (電気器具) 電気配線のタコ足接続を行っていないか。 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
危険物施設	(1) (少量危険物貯蔵取扱所) 標識は掲げられているか。 掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 換気設備は適正に機能しているか。 容器の転倒、落下防止装置はあるか。 整理整頓、清掃状況は適正か。 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 屋内タンク、地下タンクの場合に通気管のメッシュに亀裂等はないか。	
高圧ガス施設	(1) (高圧ガス製造設備) 標識は掲げられているか。 掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 喚起設備は適正に機能しているか。 容器の店頭、落下防止装置はあるか。 整理整頓、清掃状況は適正か。 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 高圧ガス冷媒の漏れはないか。 製造設備本体、タンク、配管等に亀裂・ゆるみ等はないか	

検査実施者名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係:	年 月 日	火気設備器具:	年 月 日	
防火関係:	年 月 日	電気設備:	年 月 日	
避難関係:	年 月 日	危険物施設/高圧ガス施設:	年 月 日	

(備考)不備・欠陥がある場合には、速やかに防火管理者に報告すること。

(凡例) :良 ×:不備・欠陥 即時改修必要

消防用設備等点検計画表

別表 7

消防用設備等の種類	点検実施月	
	外観・機能点検	外観・機能・総合点検
屋内消火栓設備	毎年 1 月	毎年 7 月
配線（屋内消火栓）		毎年 7 月
ガス消火設備（2 階一般・写真収蔵庫）	毎年 1 月	毎年 7 月
配線（ガス消火設備）		毎年 7 月
自動火災報知設備	毎年 1 月	毎年 7 月
配線（自動火災報知設備）		毎年 7 月
非常警報器具・設備	毎年 1 月	毎年 7 月
防火設備（ドア、垂れ壁）	毎年 1 月	毎年 7 月
防火設備（ダンパー）	毎年 1 月	毎年 7 月
誘導灯及び誘導標識（B F 階～8 階）	毎年 1 月	毎年 7 月
配線（誘導灯）		毎年 7 月
消火器具 （設置階：全階）	毎年 1 月	毎年 7 月
避難器具 （緩行機）	毎年 1 月	毎年 7 月
非常電源 （蓄電池設備）	毎年 1 月	毎年 7 月

別表8

<p>自衛消防隊本部長 所長(管理権原者) 自衛消防隊長 次長(防火管理者) 自衛消防副隊長 総務課員、総括主任</p>	<p>自衛消防隊に対する指揮・命令・監督等を行う。 自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。 隊長を補佐し、隊長不在時はその任務を代行する。</p>	
<p>隊の編成</p>	<p>火災時の任務</p>	<p>警戒宣言が発せられた時の任務</p>
<p>指揮班 班長 次長 副隊長 総務課員</p>	<p>隊長の補佐 自衛消防本部の設置 各班へ命令の伝達、情報の収集 消防機関への情報提供、火災現場への誘導 その他指揮統制上必要な事項</p>	<p>報道機関等により警戒宣言発令に関する情報を収集し、本部長に連絡する。 周辺地域の状況を把握する。 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在来者に対する周知を図る。 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。</p>
<p>通報連絡班 班長 警備主任 通報連絡係 警備係員 館内放送係 フロント係員</p>	<p>消防機関への通報及び通報の確認 館内への非常放送及び指示命令の伝達 関係者への連絡</p>	<p>在館者の調査 その他</p>
<p>避難誘導班 班長 研修業務課長 誘導係 BF階担当 警備係員 1階担当 市参課員、フロント係員 2階担当 市参課員、日系協職員 3階担当 食堂係員、清掃係員 4階担当 研業課職員、清掃係員 5～8階担当 設備・警備・フロント係員 研修員担当 各コース研修監理員</p> <p>点呼係 来訪者担当 フロント係員 研修員担当 各コース研修監理員 個別研修員担当 フロント係員 JICA、業務委託先担当 市参課長 建管会社担当 総括主任 テナント団体担当 各団体職員</p> <p>救出係 警備係員</p> <p>救護係 フロント係、健康相談員</p>	<p>誘導係 出火階及びその上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 非常口の開放及び開放の確認 避難上障害となる物品の除去 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 ロープ等による警戒区域の設定</p> <p>点呼係 避難者の点呼 避難状況を班長に報告</p> <p>救出係 未避難者、要救助者の救出</p> <p>応急救護係 応急救護所の設置 負傷者の応急救置 消防機関との連携、情報の提供</p>	<p>混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。</p> <p>救出資機材等の確認をする。</p> <p>救出資機材等の確認をする。</p>
<p>消火班 班長 総括主任 消火係 警備・設備係員</p> <p>放水係 設備係員</p> <p>安全防護係 設備係員</p>	<p>消火・放水係 出火階に直行し、無線機等で通報連絡班に状況を報告する。 屋内消火栓により初期消火作業に従事 消防機関との連携及び補佐</p> <p>安全防護係 災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 エレベーターの非常時の措置</p>	<p>建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講ずる。</p>

別表9

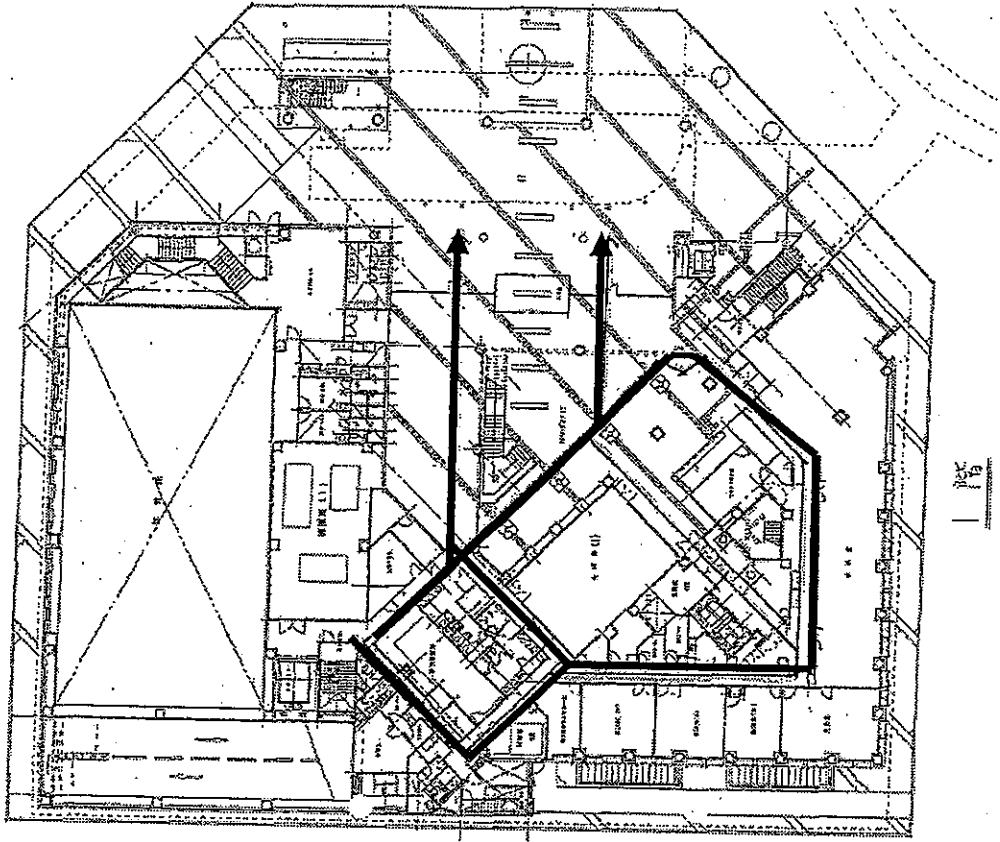
<p>自衛消防隊本部長 所長(管理権原者) 自衛消防隊長 次長(防火管理者) 自衛消防副隊長 総務課員、総括主任</p>	<p>自衛消防隊に対する指揮・命令・監督等を行う。 自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。 隊長を補佐し、隊長不在時はその任務を代行する。</p>	
<p>隊編成</p>	<p>火災時の任務</p>	<p>警戒宣言が発せられた時の任務</p>
<p>指揮班 班長 (次長) 副隊長 (総括主任)</p>	<p>隊長の補佐 自衛消防本部の設置 各班へ命令の伝達、情報の収集 消防機関への情報提供、火災現場への誘導 その他指揮統制上必要な事項</p>	<p>報道機関等により警戒宣言発令に関する情報を収集し、本部長に連絡する。 周辺地域の状況を把握する。 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在来者に対する周知を図る。 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。</p>
<p>通報連絡班 班長 警備係員 通報連絡係 警備係員 館内放送係 フロント係員</p>	<p>消防機関への通報及び通報の確認 館内への非常放送及び指示命令の伝達 関係者への連絡</p>	<p>在館者の調査 その他</p>
<p>避難誘導班 班長 フロント係員 誘導係 BF階担当 警備係員 1階担当 フロント係員 2階担当 資料館・資料室係員、設備・警備係員 3階担当 食堂・設備・警備係員 4階担当 設備・警備係員 5～8階担当 設備・警備係員 点呼係 来訪者担当 フロント係員 研修員担当 フロント係員 個別研修員担当 フロント係員 建管会社担当 フロント係員 救出係 設備係員 救護係 フロント係</p>	<p>誘導係 出火階及びその上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 非常口の開放及び開放の確認 避難上障害となる物品の除去 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 ロープ等による警戒区域の設定 点呼係 避難者の点呼 避難状況を班長に報告 救出係 未避難者、要救助者の救出 応急救護係 応急救護所の設置 負傷者の応急処置 消防機関との連携、情報の提供</p>	<p>混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。 救出資機材等の確認をする。 救出資機材等の確認をする。</p>
<p>消火班 班長 設備係員 消火係 警備係員 放水係 設備係員 安全防護係 設備係員</p>	<p>消火・放水係 出火階に直行し、無線機等で通報連絡班に状況を報告する。 屋内消火栓により初期消火作業に従事 消防機関との連携及び補佐 安全防護係 災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 エレベーターの非常時の措置</p>	<p>建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講ずる。</p>

総合訓練実施手順 2013/1/8 リバース

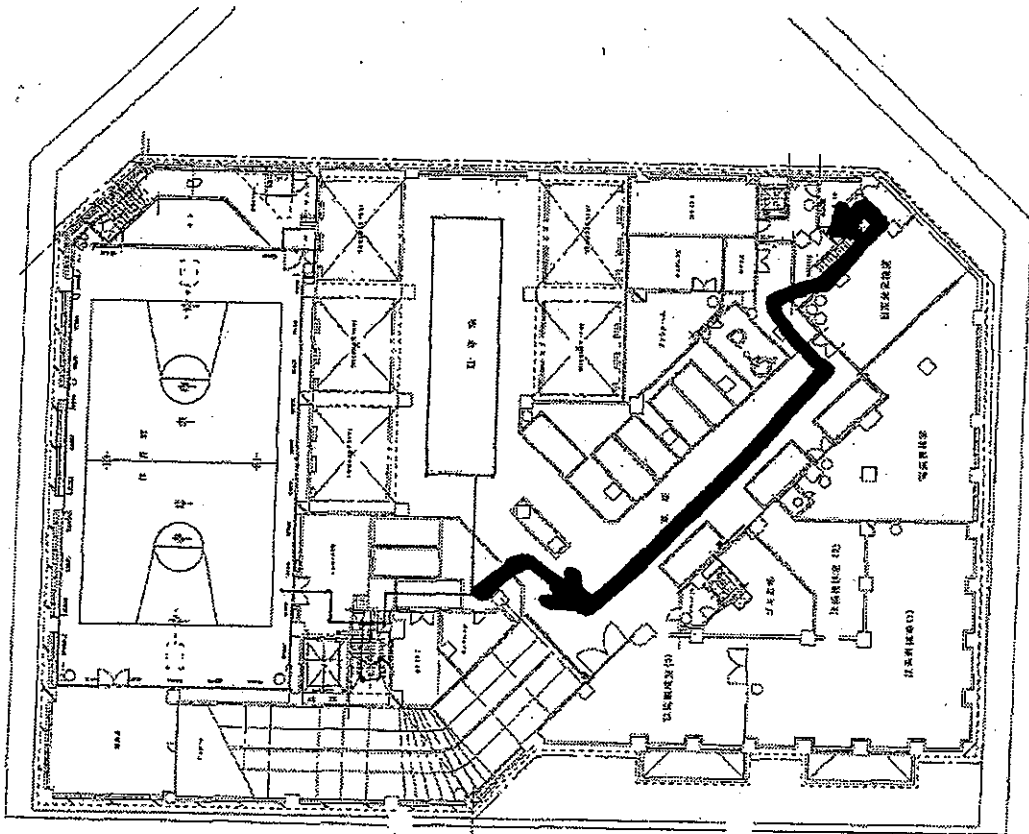
別表10

<p>自衛消防隊本部長 所長 自衛消防隊長 次長 自衛消防副隊長 総務課員、総括主任</p>	<p>自衛消防隊に対する指揮・命令・監督等を行う。 自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。 隊長を補佐し、隊長不在時はその任務を代行する。</p>	
<p>班編成・担当者</p>	<p>任務</p>	<p>訓練実施手順</p>
<p>指揮班 自衛消防隊長 次長 副隊長 総務課員</p>	<p>自衛消防隊隊長の補佐 自衛消防本部の設置 各班へ命令の伝達、情報の収集 消防機関への情報提供、火災現場への誘導 その他指揮統制上必要な事項</p>	<p>自衛消防隊隊長、副隊長： 通報連絡班長・避難誘導班長の報告に基づき、消防機関に以下の情報を提供する。 ・ 館内図で火災状況を報告 ・ 避難状況の報告 ・ 未避難者、要救助者の有無</p>
<p>通報連絡班 班長 警備主任 通報連絡係 警備係員 館内放送係 フロント係員</p>	<p>消防機関への通報及び通報の確認 館内への非常放送及び指示命令の伝達 関係者への連絡</p>	<p>班長： 119番通報完了を自衛消防隊隊長へ報告する。 通報連絡係： 消火係の報告に基づき119番へ「訓練火災」を通報する(別記9放送例文参照) 館内放送係： 火災発生の場所、避難方法(外付け非常階段、屋内階段の使用等)を指示し、1階玄関前へ避難するよう繰り返し放送する(別記2通報訓練の実施要領参照)。館内図を隊長へ渡し、火災現場を報告する。</p>
<p>避難誘導班 班長 研修業務課長 誘導係 BF階担当 警備係員 1階担当 市参課員、フロント係員 2階担当 市参課員、日系協職員 3階担当 食堂係員 4階担当 研業課職員、清掃係員 5～8階担当 清掃係員 出火階担当 警備係員</p> <p>点呼係 来訪者担当 フロント係員 技術研修員担当 各コース研修監理員 日系研修員担当 市参課職員 個別研修員担当 フロント係員 JICA担当 市参課長 建管会社担当 総括主任 テナント団体担当 各団体職員</p> <p>救出係 警備係員</p> <p>救護係 フロント係、健康相談員</p>	<p>誘導係 【各階担当隊】 各階の執務室、セミナー室、ラウンジ等にいる勤務者、研修員、来訪者を避難誘導し、最後に担当エリアを確認し、避難状況を班長に報告をする。 【出火階担当隊】 出火階及びその上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 非常口の開放及び開放の確認 避難上障害となる物品の除去 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 ロープ等による警戒区域の設定</p> <p>点呼係 避難者の点呼 避難状況を班長に報告</p> <p>救出係 未避難者、要救助者の救出</p> <p>救護係 応急救護所の設置</p>	<p>班長： 誘導係、点呼係の報告に基づき、避難者、未避難者、要救助者の状況を取り纏め、自衛消防隊隊長に報告する。 BF階～4階誘導係： 執務室、セミナー室、ラウンジ等にいる勤務者、研修員、来訪者を拡声器等を使って避難誘導し、最後に担当エリアを確認し、避難状況を班長に報告をする。(別記3避難訓練の実施要領参照) 宿泊階(5階～8階)誘導係： 懐中電灯、マスターキーを持って宿泊階へ急行し、各居室を大声でノック、時間的猶予のある場合にはドアを開けて避難誘導し、最後に担当エリアを確認し、避難状況を班長に報告をする。(別記3避難訓練の実施要領参照)</p> <p>点呼係： 団体ごとに点呼をとり、班長に報告する。 研修員点呼係： 各コース研修監理員は担当コース研修員の点呼をとり、班長に報告する。研修監理員のいない日系研修については、市参課職員が点呼をとり、班長に報告する。個別研修員についてはフロント係が点呼をとり、班長に報告する。 来訪者点呼係： 来訪者の状況を確認し、班長に報告する。</p> <p>救出係： 要救助者を担架等を用いて1階玄関前まで搬出する。</p> <p>救護係： 救護箱を持ち1階玄関前で待機する。(別記5応</p>

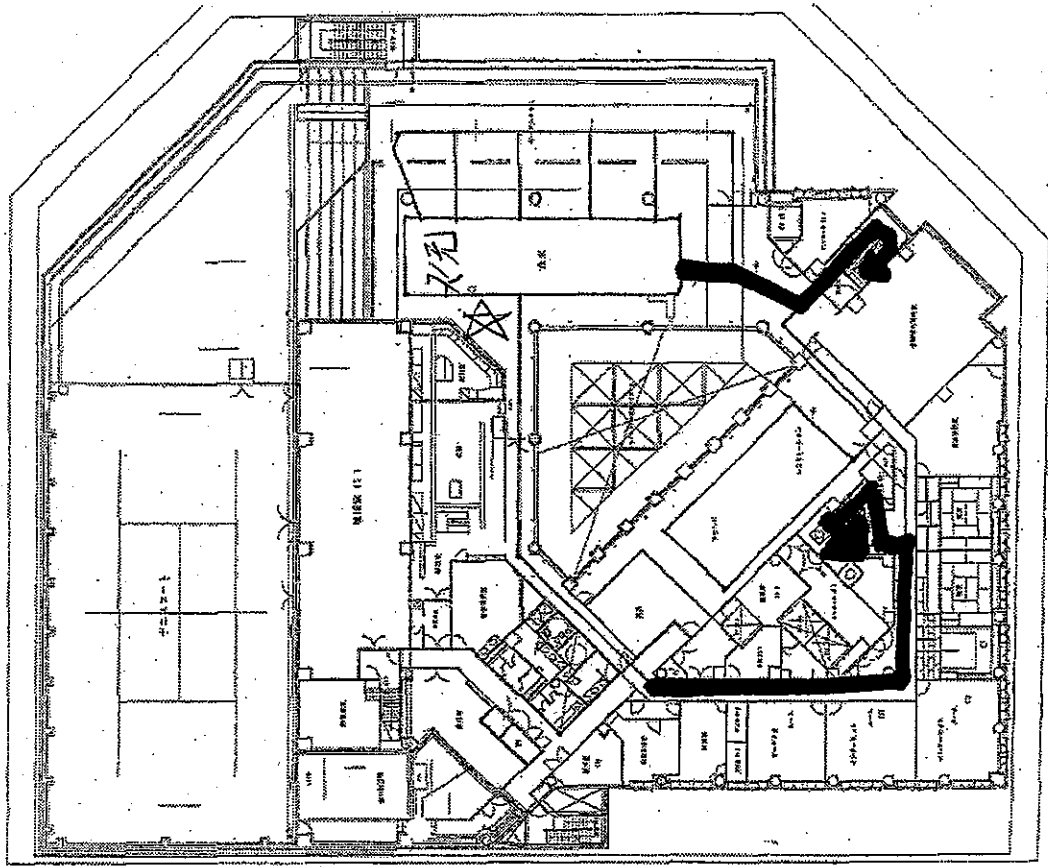
	負傷者の応急処置	急救訓練の実施要領参照)
班編成・担当者	任務	総合訓練実施手順
消火班 班長 総括主任 消火・放水係 警備・設備係員 安全防護係 設備係員	消火・放水係 出火階に直行し、無線機等で通報連絡班に状況を報告する。 屋内消火栓により初期消火作業に従事 消防機関との連携及び補佐 安全防護係 災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 エレベーターの非常時の措置	班長: 火災報知器 ボタンを押し通報終了サイレンに切替える。 消火・放水係: 無線機を携行し現場へ急行する。通報連絡係に現場の状況を連絡する。消火栓で初期消火を行う。(別記1消火訓練の実施要領参照) ○安全防護係 (別記4安全防護訓練の実施要領参照)



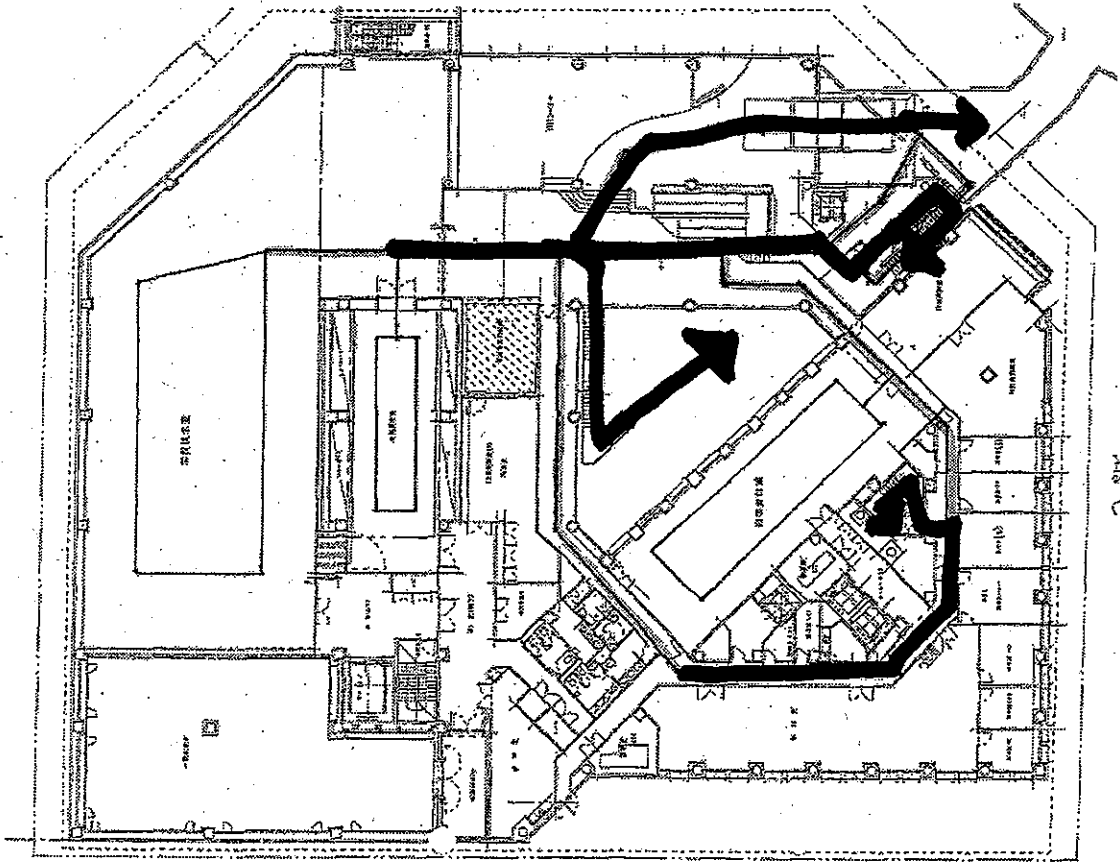
1/8" = 1'-0"



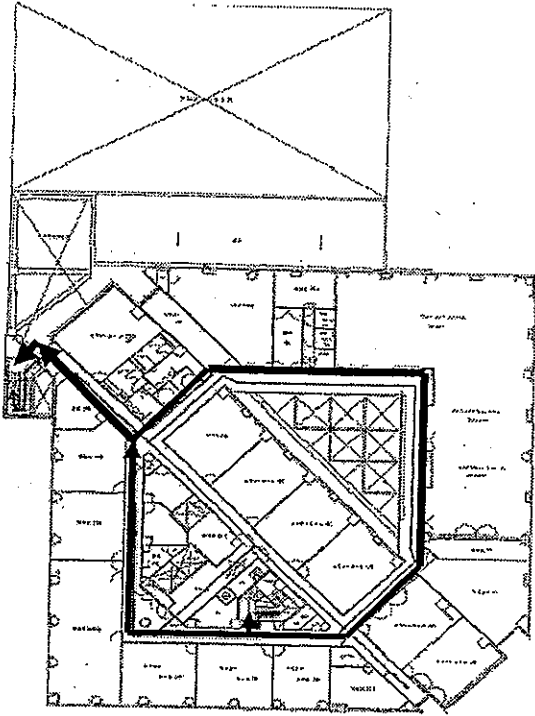
1/8" = 1'-0"



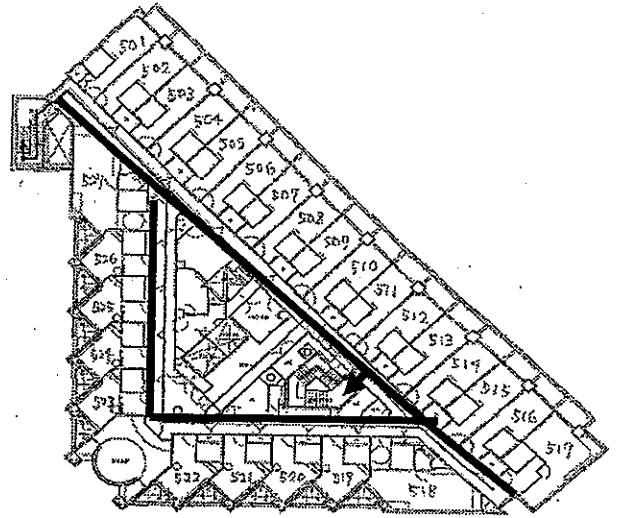
3 階



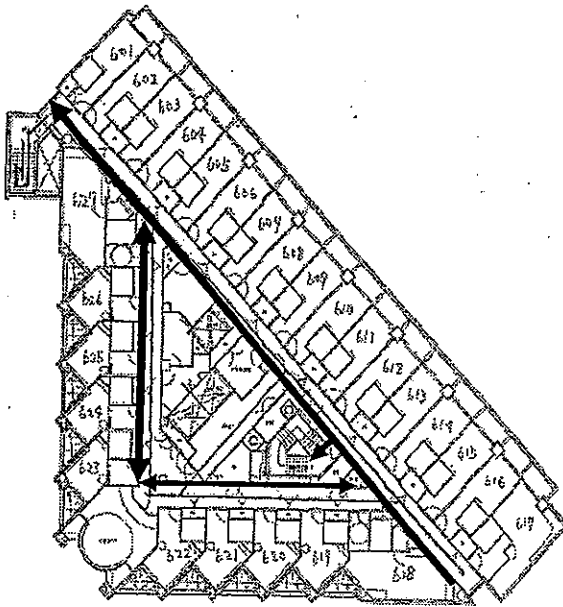
2 階



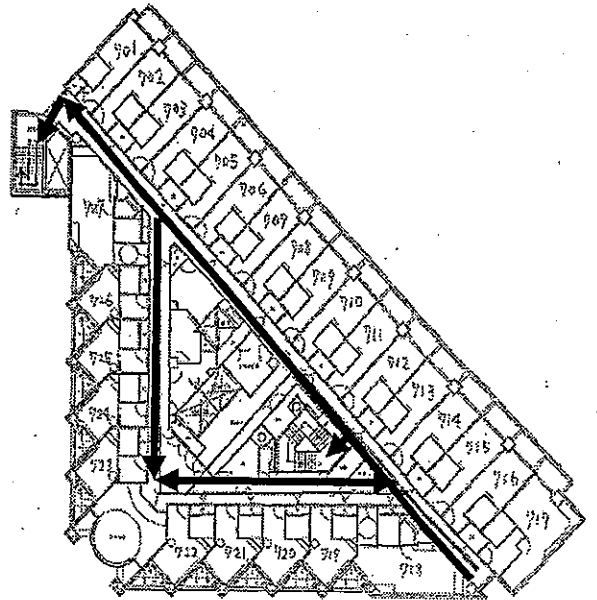
4 階



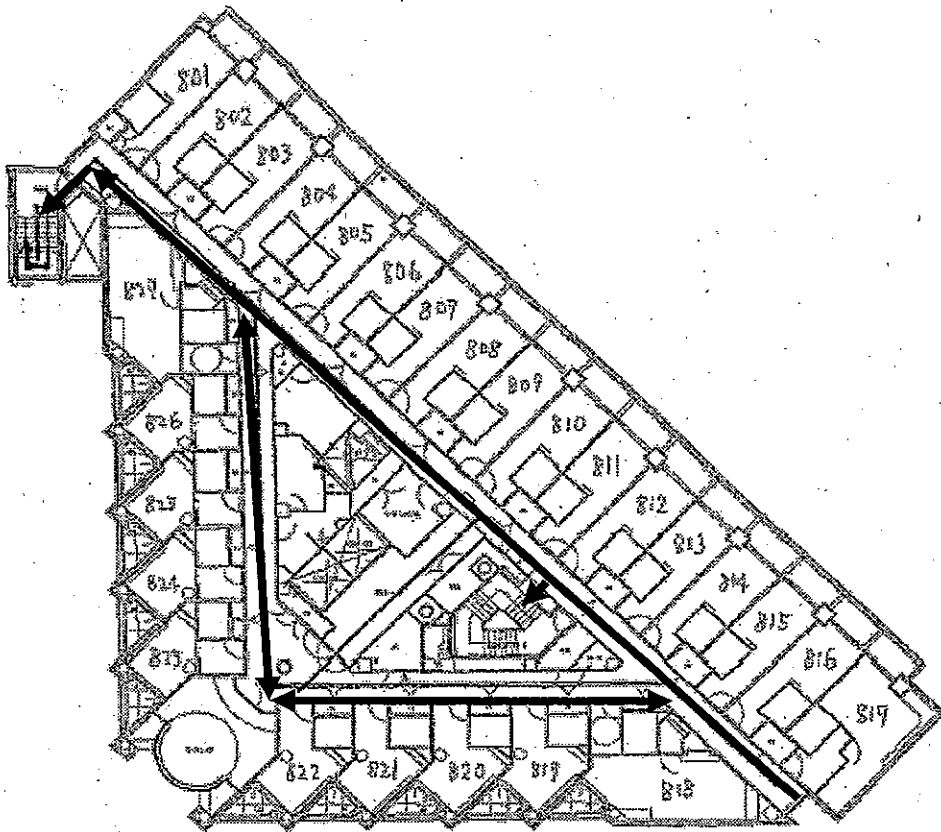
5 階



6 階



7 階



8 78

消火訓練の実施要領

別記 1

実施項目	実施内容
想定	出火階、出火場所、燃焼物、延焼範囲等災害の程度を決める。
操作	<p>消火器、三角バケツ、消火砂等の搬送、消火活動の操作を行う。</p> <p>屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備等で消火活動の操作を行う。</p> <p>ダクト消火装置等の起動方法の操作確認、取り扱い要領について確認を行う。</p> <p>移動式消火設備の起動方法の確認操作、ホースリールの操作を行う。</p> <p>固定式消火設備の起動方法の操作確認、取り扱い要領について確認を行う。</p> <p>固定式消火設備の放出区画、防護区画の形成、排出装置の操作要領について操作確認を行う。</p> <p>自衛消防隊員の技術の程度にあわせたものとする。</p>
放水、放射	<p>消火器具、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプにより放水操作を行う。</p> <p>以外の消火設備は、点検時期等に放射と合わせ防護区画の形成、排出装置の機能を確認する。なお、この場合、作動可能な消火設備は出来るだけ実際に作動させる。</p> <p>オイルパン、グリル、てんぷら鍋等火災モデルにより消火体験を行う。</p> <p>特定防火対象物では、年1回以上実施する。</p>
操作	<p>屋内消火栓の操作方法を習得する。</p> <p>二人操作 三人操作</p> <p>動力消防ポンプ操作方法を習得する。</p>
防火区画の形成	安全防護訓練と合わせて行う場合には、消火活動の想定に応じて防火戸、防火シャッターの閉鎖、防煙たれ壁の操作を行う。

通報訓練の実施要領

別記 2

実施項目	実 施 内 容
想 定	<p>火災、救助、救急等の災害種別を決める。</p> <p>発生場所、燃焼物、燃焼範囲等、災害の程度を決める。</p> <p>けが人、避難を要する者の数を決める。</p>
発生時の措置	<p>その場で災害の発生を周囲の者に知らせる。</p> <p>火災の場合、非常ベルの起動装置、自動火災報知設備の発信機等を押す。</p> <p>フロント、自衛消防隊長等に災害発生場所、程度の状況を連絡する。</p>
消防機関への通報	<p>消防機関へ通報する。</p> <p>(通報内容)</p> <p>災害の種別</p> <p>防火対象物の所在地</p> <p>防火対象物及び事業所の名称、目標</p> <p>災害の発生場所、燃焼物</p> <p>けが人、避難を要する者の有無</p> <p>通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。</p> <p>内線電話、加入電話</p> <p>内線電話相互</p> <p>訓練用通報装置</p> <p>火災通報装置</p> <p>119番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を得て行う。</p>
館内への連絡	<p>館内の自衛消防隊員に災害発生場所、程度の状況を連絡する。</p> <p>必要に応じて現場確認の前の情報を後の情報に区別する。</p> <p>必要に応じて暗号、隠語を使用する。</p> <p>連絡、伝達には次の装置等を使用する。</p> <p>メガホン、携帯用拡声器、トランシーバー</p> <p>非常放送設備</p> <p>自動火災報知設備</p> <p>業務用放送設備、インターホン</p> <p>内線電話</p>

避難訓練の実施要領

別記 3

実施項目	実施内容
想定	火災、地震の災害を決める。 出火場所、避難経路、使用する階段を決める。 けが人、避難を擁する者の数を決める。
避難の指示	放送設備、非常ベル、自動火災報知設備で避難開始の指示を伝える。 放送設備、インターフォン等で災害の内容と避難経路、使用する階段を具体的に指示する。
誘導員の配置	次の場所に誘導員の配置を行う。 階段入り口付近 通路角 避難場所 非常階段入り口付近 メガホン、携帯用拡声器、トランシーバー、旗等を使用する。
非常口の開放 避難路の確保	開錠の操作を行い、非常口を開放する。 防火区画、防煙区画、排煙区画の形成の確認操作をする。 必要に応じて区画の形成、排煙の操作を行う。 避難障害物の除去等実施し、避難路の確認を行う。
避難誘導	避難を誘導する。 メガホン、携帯用拡声器、トランシーバー、旗等を活用し先導する。 介助を要する者の搬送を行う。
避難の確認	逃げ遅れ者の有無、避難した者の状況確認を行う。 けが人の受傷程度、人数を調べる。 必要に応じて救護所の設置、応急措置を行う。 状況を自衛消防隊本部に連絡する。
避難器具等の設定	避難器具等の設置を行う。 避難器具等を使用した避難を行う場合は、事前に安全確認を行う。

安全防護訓練の実施要領

別記 4

実施項目	実 施 内 容
想 定	出火場所、延焼範囲を決める。
操 作	防火戸の開閉操作を行う。 出火室の開口部の閉鎖を行う。 階段室、廊下等の防火戸を閉鎖する。 開閉操作により閉鎖状況を確認する。 防火シャッターの開閉操作を行う。 開閉操作により閉鎖状況を確認する。 防煙たれ壁の降下操作を行う。 中央監視室等から遠隔操作を行う。
排煙区画の設定	排煙区画を決め、必要な区画の排煙操作を行う。 自然排煙 排煙機の作動を確認する。 中央監視室等から遠隔操作を行う。
空調設備の停止	火災、煙を拡散させないための空調設備の停止操作を行う。
特殊な物品に対する 応急措置	危険物、各種ガス、毒・劇物等が流出、爆発、飛散した場合や延焼する恐れがある場合を考え、そのような状況下での応急措置を行う。
フロント等との 連絡	フロント等との連携、操作場所の在館者への周知を行う。

応急救護訓練の実施要領

別記 5

実施項目	実施内容
応急手当	受傷者の容態観察方法を習得する。 受傷部位の確認 症状の判断 三角巾による包帯法を習得する。 受傷部位に応じた包帯法、骨折固定法 止血法、心肺蘇生法を習得する。
搬送要領	担架による搬送要領を習得する。 乗せ方 運び方 応急担架による搬送を習得する。 応急資材を用いた担架作成要領 搬送要領
応急救護所の 設置要領	救護所の設置を行う。 応急措置用器材の確認を行う。

地震想定訓練の実施要領

別記 6

実施項目	実施内容
想定	震度 4 以上の地震を想定して、予想される被害を決める。
出火防止措置	火気設備、器具の熱源遮断措置を行う。 ガスの元栓閉鎖 液体燃料供給の遮断 電源の遮断
身体防護	落下物等から身体を守る措置行動を行う。
危険物に対する 応急措置	危険物質の流出、漏えい防止の措置を行う。
救出・救護措置	什器等の転倒又は建物の倒壊により下敷きになった者や脱出できない者の救出要領を習得する。 センターにある救出活動に使用できるノコギリ、バール等の資機材、又は破損した器具等を活用して逃げ遅れ者の救出措置を行う。 救護所等を設置し救出者の救護を行う。なお、救護内容については、応急救護訓練に準じて行う。
指定場所への 避難等	指定場所への避難方法、経路等を確認する。 周囲の火災発生状況等を考慮して、最適なルートでの指定場所への避難要領を習得する。 避難者の受け入れ体制を確認する。
情報収集と伝達	情報の収集及び提供を行う。 建物内外の被害状況を把握し、その情報を建物内に周知する。 地震に関する正確な情報を把握する。 フロント、自衛消防隊長との連携及び自衛消防本部の任務を確認する。 電話機、館内放送設備等の機能停止による場合の情報伝達手段の確保措置を行う。

総合訓練の実施内容

別記 7

実施項目	実 施 内 容
想 定	<p>出火場所、燃焼物、延焼の程度と範囲を決める。</p> <p>部分訓練の消火、通報及び避難訓練の内容が一連の行動として構成できるようにする。</p> <p>地震の場合は、地震の程度、被害状況等を決める。</p> <p>救助訓練の場合は、事故場所、事故内容、けが人の数、程度を決める。</p> <p>避難を要する者、介助・救助を要する者は災害の程度に応じて決める。</p>
出火場所の確認	<p>火災の発生は、次のようにする。</p> <p style="padding-left: 2em;">旗又は灯火により火災発生場所を明らかにする。</p> <p style="padding-left: 2em;">自動火災報知設備の発信機又は非常ベルの起動装置（起動ボタン）を押す（YIC 設備は全て自動的に作動する）。</p> <p>自動火災報知設備により火災を感知した場合は、受信機の作動表示を確認後、出火場所の確認を行う。</p> <p>放送設備、インターフォン等により現場付近の者に確認の指示をするか又は受信機設置場所から現場へ確認に向かう。</p> <p>出火場所に到着後、状況確認のうえ自衛消防隊長に報告する。</p>
消防機関への通報	<p>消防機関へ通報する。</p> <p>（ 通報内容 ）</p> <p style="padding-left: 2em;">災害の種別</p> <p style="padding-left: 2em;">防火対象物の所在地</p> <p style="padding-left: 2em;">防火対象物及び事業所の名称、目標</p> <p style="padding-left: 2em;">災害の発生場所、燃焼物</p> <p style="padding-left: 2em;">けが人、避難を要する者の有無</p> <p>通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。</p> <p style="padding-left: 2em;">内線電話、加入電話</p> <p style="padding-left: 2em;">内線電話相互</p> <p style="padding-left: 2em;">訓練用通報装置</p> <p style="padding-left: 2em;">火災通報装置</p> <p>1 1 9 番回線による通報は、事前に消防署の了解を得て行う。</p>
館内への連絡	<p>館内の自衛消防隊員に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。</p> <p>必要に応じて現場確認前の情報と後の情報に区別する。</p> <p>必要に応じて暗号、隠語を使用する。</p>

	<p>連絡、伝達には次の装置等を使用する。</p> <p>メガホン、携帯用拡声器、トランシーバー</p> <p>非常ベル、自動式サイレン</p> <p>非常放送設備</p> <p>自動火災報知設備</p> <p>業務用放送設備、インターフォン</p> <p>内線電話</p>
初期消火	<p>消火器具の搬送、消火活動の操作を行う。</p> <p>屋内消火設備、屋外消火設備、又は動力消防ポンプで消火活動の操作を行う。</p> <p>その他設置されている消火設備、消火装置等の操作を行う。</p> <p>特殊な消火設備は、起動装置、取り扱い操作の確認を行う。</p> <p>消火水、消火剤の放出は一連の活動とは別に実施することも可能。</p>
区画の形成	<p>初期消火後、出火室の扉、窓等を閉鎖する。</p> <p>防火戸、防火シャッターの閉鎖、防火区画の形成を手動又は遠隔操作で行う。</p> <p>防煙区画、排煙区画の形成を手動又は遠隔操作で行う。</p> <p>防煙たれ壁、排煙口の操作</p> <p>機械排煙の活用</p>
避難誘導	<p>避難行動、避難経路、避難先等の指示を行う。</p> <p>非常口、避難路の確保を行う。</p>
応急措置	<p>救護所を設置する。</p> <p>担架又は徒手により、けが人等を搬送する。</p> <p>受傷者の応急手当をする。</p> <p>手当てした状況を自衛消防本部に報告する。</p>
指揮	<p>自衛消防隊本部を設置する。</p> <p>指揮命令の伝達、情報の収集及び整理を行う。</p> <p>フロント、中央監視室その他所定部署との連絡、確認を行う。</p> <p>公設消防隊到着時の誘導、情報提供を行う。</p> <p>災害の状況</p> <p>避難状況（けが人等を含む）</p> <p>活動状況</p> <p>消防用設備等、機器の作動状況</p>

火災(救急)発生時の通報・連絡

内線電話からは

(1) 0119 押す(直通電話からは 119)。

(2) 消防署が応答したら

**落ち着いて、ハッキリ
火事(救急)です！**

(3) 伝達内容

こちらは JICA 横浜国際センターです。

場所は横浜市中区新港 2-3-1 です。

ワールドポーターズ東側です。

階 部分 から火災が発生しました。

が燃えています。

現在のところケガ人はいません。

私は、部署名(警備・設備等) です。

火災感知器発報時は、発報と同時に通報装置が自動的に作動して消防署への
火災発生(機器作動)通報を行う。

センター代表番号:045-663-3251(フロント)

2. 地震発生時の放送文例

(1) 弱い地震発生時

お知らせします。只今、地震が発生しました。当センターは耐震構造です。

その場に居てください。係員が、詳しい情報を確認しています。

Attention please. YIC building are earthquake-proof.

Please stay in your place (and open the door, put out your cigarette.)

お知らせします。館内外点検の結果、地震による異常は発見されませんでした。

Attention please. We found there is no problem by the earthquake.

(2) 強い地震発生時

お知らせします。只今、強い地震が発生しています。居室内でドアを開けて

お待ちください。タバコの火を消してください。次の放送をお待ちください。

Announcement for emergency!

Keep staying in your room with the door open.

Put out your cigarette. Please wait for the next announcement.

(時間があれば) YIC building is earthquake-proof. We are now checking the information.

避難放送

速やかに1階正面玄関前まで避難してください。

Get out this building immediately. Remain calm. Gather at the entrance on the 1st floor.

緊急避難場所 臨港パーク

3. 火災報知器発報時の放送文例

宿泊階 6 階、洗濯室で火災感知器発報。只今、確認中です。その場でお待ちください。(繰り返し)

Announcement for emergency!
Fire-alarming around laundry on the 6th floor.
Listen carefully, We are checking up now.
Please don't move and wait for the next announcement.
(Repeat)

本火災確認時

(火災発生の自動放送、サイレン鳴動後)

火災発生、火災発生！ 6階614号室から火災が発生しました。

速やかに1階玄関前に避難してください。

(火災発生の自動放送、サイレン鳴動はそのままにする)

Fire announcement!
Fire! Fire! Fire has broken out at Room 614 on the 6th floor.
Get out of this building immediately.
Remain calm. Gather at the entrance on the 1st floor.
(Repeat)

誤報時

お知らせいたします。只今の火災警報は調査の結果、誤報と判明しました。

異常ありませんのでご安心ください。たいへんお騒がせしました。

Attention please.
The fire alarm you have just heard was FALSE alarm.
We are very sorry to disturb you. (FALSE を強調する)